

平成23年12月12日

内閣総理大臣

野田 佳彦 様

東日本大震災に対処するための
継続的な予算措置等を求める要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東日本大震災に対処するための 継続的な予算措置等を求める要望書

平成23年3月11日の東日本大震災発生から9か月が経過し、被災地は再び凍てつく季節を迎えております。

これまでの調査で判明した我が県の被害は、死者・行方不明者が約1万千人、全半壊等の住家被害が約21万棟に上るほか、被害額は約8兆4千億円に達するなど、これまで経験したことのない極めて甚大な規模となっております。また、地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、深刻な問題が発生しております。

震災発生からこれまで、全国の自治体、企業、団体、個人の皆様を始め、世界中の皆様からたくさんの暖かいご支援をいただき、また、国におかれましては、特別立法や3次にわたる補正予算の編成などにより、国庫補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大、各種基金の積み増しのための交付金の増額など、被災自治体の要望を具体化していただいたところです。

特に第3次補正予算においては、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税と

しての地方交付税の増額により、地方負担が極力少なくなるような制度を講じていただき大変感謝しております。

しかしながら、今回の震災が過去に例のない極めて甚大なものであることから、復興達成までには長い歳月を要するものと見込まれ、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び本県の「宮城県震災復興計画」においては、復興期間を10年間としているところです。また、復旧・復興事業費も莫大なものとなり、我が県だけでも、今後10年間で、県・市町村あわせて、約13兆円が必要であると現時点で見込んでおります。

このため、復旧・復興の達成には、財政支援をはじめ、税制上の特例や規制緩和など、長期にわたる国の特例的な支援が是非とも必要であります。

つきましては、国におかれましても、東日本大震災からの復旧・復興を最優先の課題として、平成24年度以降におきましても、十分な予算措置を講じられますとともに、制度等につきましても実態に合わせて必要な整備や改善を図られますよう、別添のとおり要望いたします。

重点要望項目

1 平成24年度以降における財政支援の継続等

震災からの復旧・復興事業に対しては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本特別財政援助法」という。）の制定や今年度の3次にわたる補正予算の編成により、国庫補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大、各種基金の積み増しのための交付金の増額など、通常より手厚い財政支援を講じていただき、特に第3次補正予算においては、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額により、地方負担が極力少なくなるような制度としていただき大変感謝しているところです。

しかしながら、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び本県の「宮城県震災復興計画」においても、復興期間を10年間としており、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が是非とも必要であります。

つきましては、今年度の財政支援を可能な限り拡充の上、平成24年度以降においても継続して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

また、被災地方公共団体の資金繰りを円滑にするため、被災地方公共団体への国庫支出金の交付に当たっては、引き続き年度のなるべく早い時期に概算交付するよう求めます。

2 福島第一原発事故に伴う被害への対応等

国は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）への対策について総合パッケージ化し、緊急対策を早期に明らかにするとともに、放射性物質の低減に向けて、中・長期的な視点に立った抜本的な対策を打ち出すよう求めます。

放射性物質を含む焼却灰等の処理や廃棄物、土壌等の管理・処理等については、処理基準等を国民に分かりやすく広報するとともに、必要な施設の設置等について、国が主体的に責任を持って対応するよう求めます。

放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の広域処理に当たっては、国民の不安を払拭するための適切な情報提供を行い、地方自治体が安心して受け入れられるよう、国が主導的な役割を担うことを求めます。

放射線や放射性物質に係る測定や、除染及び処分、福島第一原発事故による風評被害を含むすべての損害については、国が実施又は全額補償することとし、県や市町村の対策経費についても、国がすべてを負担するよう求めるとともに、財政措置がなされない場合には、原子力損害の賠償の対象として、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に早急に明示することを求めます。

3 多重防御施設などの整備に係る支援

東日本大震災の大津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の、安全・安心を確保するため、今回の津波のような堤防高を超える「最大クラスの津波」に対しても粘り強さを発揮する海岸保全施設として堤防等を整備する場合、災害復旧事業の負担法による採択、交付金などによる財政支援を求めます。

また、「最大クラスの津波」が来襲した場合にも、再び尊い人命が失われることがないように、津波の破壊力を減衰するための多重防御や避難路の整備等が必須となっております。

このため、背後地への津波浸水の拡大を防止するための道路盛土による減災施設の整備や避難路、避難場所の整備、避難システムの整備等、ハード・ソフトの津波防災・減災対策には多額の費用を要することから新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線、大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。鉄道路線のルート変更や高盛土工法などが必要な場合には、現状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

5 復旧・復興に要する人的支援の拡大

現在、本県及び被災市町においては、国や全国の自治体からの人的支援を得て、復旧・復興対策に全力で取り組んでいるところであります。

今般、国の平成23年度第3次補正予算及び関連法が成立し、復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画などを早急に策定し、復興事業を本格化していくこととなります。

しかしながら、本県をはじめ、特に被災市町においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業推進を求められることになり、現在の人員体制では、事業の推進が極めて厳しいことが見込まれます。

については、土木技術職員をはじめとする現場で実務を担当する職員の更なる確保が必要不可欠な状況にありますことから、東日本大震災復興対策本部におかれては、国家公務員及び全国の自治体からのより一層の人的支援について推進・強化されるよう求めます。

6 東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現

「東日本大震災復興特別区域法」については、本県がこれまで震災復旧・復興のために必要不可欠として強く求めてきた財源スキームや既存制度の規制緩和、さらには税制上の特例措置などが数多く盛り込まれております。

このため、税制上の特例措置が適用される区域や事業、復興交付金事業を行うことができる自治体の範囲や対象事業の拡大など、制度の詳細設計や運用については、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り柔軟かつ幅広くお認めいただくよう特段の配慮を求めます。

7 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備

東日本大震災を経験した我が国が、世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに、震災で生まれた各種の‘絆’を育み、被災地の復興を支えていくことを目的とする複合拠点施設(「(仮称)復興‘絆’スクエア」:「(仮称)震災・津波博物館」、「(仮称)復興祈念ホール」及び「(仮称)復興祈念広場」からなる。)を、国において、最大の被災県である宮城県に整備されることを要望します。

また、津波浸水地域のうち復旧困難な一定エリアを、北から南まで概ね連担する形で国が買い上げ、防災・減災、憩い・レクリエーション、追悼等を目的として、公園・緑地、防災林、築山・盛土等を広域的かつ総合的に整備することを求めます。

さらに、各市町が津波災害の遺構を保存整備する取組について、財政上の支援措置を講じることを求めます。

宮城県の復旧・復興事業費総額見込

平成23年12月1日現在

宮城県復興関連事業費合計
(県事業、市町村事業合計)

1 2 兆 8 千 3 百 億 円

※ 民間負担分を除く。

事業費内訳

単位：億円

宮城県 実施 事業費	(1) 環境・生活・衛生・廃棄物	15,121
	(2) 保健・医療・福祉	1,172
	(3) 経済・商工・観光・雇用	5,626
	(4) 農業・林業・水産業	10,466
	(5) 公共土木施設	35,329
	(6) 教育	2,248
	(7) 防災・安全・安心	1,331
県分計 (A)		71,293
県内市町村実施事業費合計 (B)		53,979
その他 (C)		3,000
県・市町村実施事業費合計 ((A) + (B) + (C))		128,272

(注) 事業費は全て現時点での見込みであり、今後精査を要する。

東日本大震災に対処するための
継続的な予算措置等を求める要望書

要望項目一覧

宮 城 県

<各府省に共通するもの>

- 1 平成24年度以降における財政支援の継続等
- 2 福島第一原発事故に伴う被害への対応等
 - (1) 国による実施又は全額補償等
 - (2) 放射能に汚染された廃棄物等の処理
 - (3) 災害廃棄物の広域処理に係る環境整備への主導的役割の強化
- 3 災害査定手続きの簡素化等
- 4 総合的な防災力の再構築に向けた支援
- 5 大規模災害に強い物流システムの構築
- 6 仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援
- 7 震災復興に資する産学共同研究への支援の拡充
- 8 復旧・復興に要する人的支援の拡大

<内閣府関係>

- 1 東日本特別財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体に対する激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条及び第6条の措置のみなし適用
- 2 東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現
- 3 (仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備

<総務省関係>

- 1 壊滅的な被害を受けた県及び市町村の庁舎並びに主たる庁用備品・公用車の災害復旧費等に対する国庫支出金交付制度の創設
- 2 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費及び災害復旧関連のかかり増し経費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大等
 - (1) 地方公営企業施設等の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大等
 - (2) 地方公営企業施設等の応急復旧・災害復旧に関連して発生するかかり増し経費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大
- 3 災害復旧事業債(過年)に係る充当率及び地方交付税措置の拡充並びに発行期間の延長
- 4 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等
- 5 復興基金に対する財政支援措置の拡充等

<文部科学省関係>

- 1 被災県に対する教職員定数の中・長期的な特例措置
 - (1) 公立小中学校における35人学級編制及びこれに伴う教職員定数等の中・長期的な特例措置
 - (2) 公立高等学校・特別支援学校における教職員定数の中・長期的な加配措置
- 2 公立文教施設及び私立学校の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 3 教員研修施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 被災した児童生徒の通学支援等に対する国庫支出金交付制度の創設
- 5 被災生徒に係る公立学校の入学金等の免除に対する国庫支出金交付制度の創設
- 6 学校における防災教育体制及び学校教職員の応援体制の整備
- 7 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 8 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び各種学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 9 私立学校の災害復旧に際し学校設置者が融資を受ける際の無利子融資制度の創設等
- 10 宮城県原子力センターの災害復旧費に対する必要な予算の確保
- 11 被災地におけるクリーンエネルギー供給・活用システムの研究開発等に対する支援策の創設

<厚生労働省関係>

- 1 災害救助法により必要となる費用を全額国庫負担とする特別な法制度の整備
- 2 応急仮設住宅の維持管理等のための財政支援
- 3 災害救助法に係る応急修理制度の拡充
- 4 母子寡婦福祉資金貸付に係る国庫支出金交付率の嵩上げ(全額), 利子負担の軽減(無利子), 貸付対象(基準)の拡大, 国の貸付特例の延長
- 5 安心こども基金の設置期限の延長, 積み増し及び事業対象範囲の拡大
- 6 震災に伴う要保護児童の児童入所施設措置費等国庫支出金交付率の嵩上げ
- 7 災害弔慰金, 災害障害見舞金及び災害援護資金等に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 8 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における減免措置等に対する財源措置(補てん)
- 9 介護給付費負担金等への財政支援
- 10 被災新規学卒者就職活動支援金及び被災新規高卒者就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設

<農林水産省関係>

- 1 国直轄災害復旧事業における農家負担の支払免除等
- 2 被災畜産農家等への経営再建支援制度の創設
- 3 土地改良区の区債償還に対する償還助成等事業の拡充
- 4 土地改良事業等の農家負担の免除制度の創設

<経済産業省関係>

- 1 信用保証協会への支援
- 2 利子・保証料補給等への支援
- 3 地方公営企業のガス施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 4 原子力防災体制の再構築

<国土交通省関係>

- 1 公共土木施設の災害復旧費に係る地方負担の免除
- 2 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の免除
- 3 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 地震に伴う地盤沈下に対する対策
- 5 復興に向けた港湾施設の整備促進
- 6 多重防御施設などの整備に係る支援
- 7 被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と交付対象範囲の拡大及び震災後の実態を考慮した国庫補助支出金の増額
- 8 被災したJR各線の早期復旧への支援
- 9 仙台空港を核とした地域の活性化に向けた検討

<環境省関係>

- 1 自然公園内の県、市町村施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大、新たな国庫支出金交付制度の創設
- 2 廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 3 試験研究機関（宮城県保健環境センター）の庁舎及び機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

東日本大震災に対処するための
継続的な予算措置等を求める要望書

要望項目に係る説明書

宮 城 県

＜各府省に共通するもの＞

1 平成24年度以降における財政支援の継続等

震災からの復旧・復興事業に対しては、東日本特別財政援助法の制定や今年度の第1次から第3次にわたる補正予算の編成により、国庫補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大、各種基金の積み増しのための交付金の増額など、通常より手厚い財政支援を講じていただき、特に第3次補正予算においては、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額により、地方負担が極力少なくなるような制度としていただき大変感謝しているところです。

しかしながら、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、本県の「宮城県震災復興計画」においても、復興期間を10年間としているところであり、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が是非とも必要であります。

つきましては、今年度の財政支援を可能な限り拡充の上、平成24年度以降においても継続して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

また、被災地方公共団体の資金繰りを円滑にするため、被災地方公共団体への国庫支出金の交付に当たっては、引き続き年度のなるべく早い時期に概算交付するよう求めます。

2 福島第一原発事故に伴う被害への対応等

(1) 国による実施又は全額補償等

放射線や放射性物質に係る測定や、放射性物質に汚染されたものの除染及び処分、福島第一原発事故に端を発した風評被害を含む全ての損害については、国が実施又は全額補償することとし、県や市町村が対応した経費については、既に対応したものも含め、国庫負担によりすべてを負担するよう求めるとともに、国の財政措置がなされない場合には、原子力損害の賠償の対象として原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に、早急に明示することを求めます。

特に、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域外の地域において、局所的に空間線量が高いと予測される箇所を把握するために必要な放射線測定機の購入及び当該箇所の除染や処分に係る経費について、国の責任において、県及び市町村に対して、財政支援を行うよう求めます。

また、国は、福島第一原発事故への対策について総合パッケージ化し、緊急対策について早期に明らかにするとともに、放射性物質の低減に向けて中・長期的な視点に立った抜本的な対策を打ち出すよう求めます。

(2) 放射能に汚染された廃棄物等の処理

放射能物質を含む焼却灰等の処理については、国民が分かりやすく安心できる広報を国において早急に実施するとともに、その周知徹底を強く求めます。

また、放射性物質で汚染された廃棄物や土壌等の中間貯蔵施設・中間処理施設・最終処分場の設置などについては、国が主体的に責任を持って総合的な対応を行うよう求めます。

(3) 災害廃棄物の広域処理に係る環境整備への主導的役割の強化

大量に発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するには、被災地域だけでは限界があることから、多くの地方自治体で協力して処理を進めていくことが必要です。

しかしながら、一部の災害廃棄物が、原子力災害により放射性物質に汚染されたおそれがあるため、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の広域処理事例について、仮置き場での保管時及び搬出、中間処理施設での受入、処理、最終処分での埋立などの各段階で国が放射線量等の調査を行い、その検証結果を全面的に開示し、検証結果を踏まえ、搬出から処分までのそれぞれの段階における安全を確保するとともに、国民に対し、安全面に関する情報提供を適切に行うなど、より一層、国が主導的な役割を担うことを求めます。

3 災害査定手続きの簡素化等

【財務省，文部科学省，国土交通省】

査定の簡素化やまちづくり計画の進展に伴い、実施・精算の際にかなりの数の設計変更が生じることが予測されることから、設計変更について「軽微な変更」の要件の緩和及び拡大など柔軟な運用や手続きの簡素化が図られるよう求めます。

また、災害査定の対象となる施設が多く、査定に係る経費が多額となることから、当該経費を国庫支出金の交付対象にする等、財政措置の対象とするよう求めます。

4 総合的な防災力の再構築に向けた支援

【内閣府，総務省，国土交通省】

このたびの震災では、想定を超える地震及び津波により、防災機能が著しく低下し、迅速な情報収集や伝達が困難となり、今もなお本来の災害対応に支障を来しています。

つきましては、ハード面・ソフト面を捉えた総合的な防災力の再構築が急務であることから、国による更なる対策及び支援を求めます。

とりわけ、「災害に強い通信インフラの整備と防災・通信システムの再構築に向けた

支援」,「災害用備蓄倉庫に対する補助制度の拡充等」及び「津波襲来の際に沿岸部の人たちの避難先となる津波避難タワーや津波避難ビルの整備に対する財政措置の拡大及び補助制度の創設等」,「大震災の経験とその対応について映像として記録・収集するための補助制度の創設等」について配意願います。

また,広域災害に対して,救援物資の中継や後方支援などの機能のほか,直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに,国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう,首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。

5 大規模災害に強い物流システムの構築

【内閣府,農林水産省,経済産業省,国土交通省】

このたびの震災では,発災後数週間を経ても支援物資が十分に行き渡らない地域があったり,小売店において生活必需品の欠品が続くなどの混乱が生じました。本県が災害に強い地域として復興するためにも,緊急時において生産・卸売・小売のそれぞれの在庫・拠点状況を迅速に把握し,早期に必需品物流の回復を図れる先進的な物流管理システムの構築を求めます。

6 仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援

【総務省,国土交通省】

仙台空港アクセス鉄道は,東日本大震災により被災を受け,運休に伴う営業収入の落ち込み等により,経営環境が一層厳しくなったことから,抜本的経営改善策である「上下分離方式」を導入いたしました。財源とする一般単独事業債については,これに係る交付税措置がないことから,取得財源への支援制度創設を要望するものです。

さらに,収支の改善のために,県をはじめとした地方自治体が財政的な支援を検討しており,これを可能とする財源を確保する必要があることから,新たな起債や交付税措置などの支援制度の創設を要望するものです。

第三セクターの仙台空港アクセス鉄道は,当県ひいては東北経済全体の復興・発展のため,東北の拠点空港である仙台空港のポテンシャルを高める重要な社会資本であることから,将来に向けて安定的に安全に運行が継続できるよう支援を求めます。

7 震災復興に資する産学共同研究への支援の拡充

【文部科学省，経済産業省】

震災からの産業の復興には、学術機関の持つ技術シーズと産業界のニーズとを有機的に結びつけることを通じて、新たなイノベーションを創出するとともに、復興及び経済成長を先導する研究成果の発現や技術の蓄積が必要です。

このため、自動車関連産業や高度電子機械産業、クリーンエネルギー産業、医療産業、情報関連産業など、被災地域においてポテンシャルを有する技術分野において、産学連携によるコンソーシアムが行う共同研究に対して、施設・設備の利用や実証実験、人材育成など、持続的な技術開発を支援する制度のさらなる充実を求めます。

8 復旧・復興に要する人的支援の拡大

現在、本県及び被災市町においては、国や全国の自治体からの人的支援を得て、復旧・復興対策に全力で取り組んでいるところであります。

今般、国の平成23年度第3次補正予算及び関連法が成立し、復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画などを早急に策定し、復興事業を本格化していくこととなります。

しかしながら、本県をはじめ、特に被災市町においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業推進を求められることになり、現在の人員体制では、事業の推進が極めて厳しいことが見込まれます。

については、土木技術職員をはじめとする現場で実務を担当する職員の更なる確保が必要不可欠な状況にありますことから、東日本大震災復興対策本部におかれては、国家公務員及び全国の自治体からのより一層の人的支援について推進・強化されるよう求めます。

<内閣府関係>

1 東日本特別財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体に対する激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条及び第6条の措置のみなし適用

東日本特別財政援助法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体については、同法第5条で激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、「激甚災害法」という。）第3条第1項の特定地方公共団体とみなす旨規定されているところですが、当該みなし規定及び関係政令により被災地方公共団体がこれまで既に早期に適用の確定を得ることができた激甚災害法の措置は、第3条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第24条、第25条の9件の措置にとどまっており、第5条から第11条の2まで及び第17条、第22条の措置は、災害発生後4か月を経過してもなお被災地方公共団体において適用を受けるかどうか確定していないため、被災地方公共団体が迅速に復旧事業を行う上で財政面での予見が困難なままとなっています。

特に、激甚災害法第5条及び第6条の措置は被害の程度で確定する措置ではなく、同法第3条の措置と同様に復旧事業費の確定を待たなければ確定しない措置であることから、東日本特別財政援助法第5条による激甚災害法第3条の措置に対するものと同様のみなし規定を激甚災害法第5条及び第6条の措置に対しても速やかに追加規定するよう求めます。

2 東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現

「東日本大震災復興特別区域法」については、本県がこれまで震災復旧・復興のために必要不可欠として強く求めてきた財源スキームや既存制度の規制緩和、さらには税制上の特例措置などが数多く盛り込まれております。

このため、税制上の特例措置が適用される区域や事業、復興交付金事業を行うことができる自治体の範囲や対象事業の拡大など、制度の詳細設計や運用については、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り柔軟かつ幅広くお認めいただくよう特段の配慮を求めます。

3 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備

東日本大震災を経験した我が国が、世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに、震災で生まれた各種の‘絆’を育み、被災地の復興を支えていくことを目的とする複合拠点施設を、国において、最大の被災県である宮城県に整備されることを要望します。

複合拠点施設 《(仮称) 復興‘絆’スクエア》

構成① (仮称) 震災・津波博物館

- ・地震・津波に関する保存・展示等を実施する
- ・東北大学や東北歴史博物館との連携による世界最先端の展示・研究等を実現し、日本全国はもちろん世界的な集客を図る。

構成② (仮称) 復興祈念ホール及び(仮称) 復興祈念広場

- ・防災関係のみならず、各種の国際会議やシンポジウムを誘致・実施する。
- ・震災関係セレモニーをはじめ、文化・芸術に至るまで、各種の交流イベントを幅広く実施する。

また、津波浸水地域のうち復旧困難な一定エリアを、北から南まで概ね連担する形で国が買い上げ、防災・減災、憩い・レクリエーション、追悼等を目的として、公園・緑地、防災林、築山・盛土等を広域的かつ総合的に整備することを求めます。

さらに、各市町が津波災害の遺構を保存整備する取組について、財政上の支援措置を講じることを求めます。

＜総務省関係＞

1 壊滅的な被害を受けた県及び市町村の庁舎並びに主たる庁用備品・公用車の災害復旧費等に対する国庫支出金交付制度の創設

東日本特別財政援助法第6条で、特定被災地方公共団体である市町村の本庁舎に係る仮庁舎の建設費、被災本庁舎の応急修繕費、情報システムの整備及び応急復旧費等に対して2/3の国庫補助が新設されましたが、現行制度上、東日本特別財政援助法第6条の対象から外れた県の庁舎及び市町村の支所庁舎等の災害復旧費や行政情報通信ネットワーク設備及び各種情報システムの災害復旧費及び庁用備品・公用車等の再購入費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に県や市町村の支所、地方公営企業に係る事務所・事業所等さまざまな行政庁舎等が壊滅的な被害を受けており、応急復旧費及び本格復旧費が極めて多額に上ることから、これらの災害復旧費に対しても新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

2 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費及び災害復旧関連のかかり増し経費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大等

(1) 地方公営企業施設等の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大等

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業施設の災害復旧費については、一般会計から繰り出すことができることとされ、当該繰出に対する震災復興特別交付税の充当を含め財政措置が図られたところですが、観光施設事業や駐車場整備事業等については繰出制度の対象とされていません。また、繰出の対象とされている事業間でも繰出割合に大きな差があることから、繰出制度の範囲の拡大・拡充及び当該繰出に対する地方交付税の措置を求めます。

なお、都市高速鉄道については今後検討とされていることから、地下鉄事業に対しても、早急に他の地方公営企業と同等の財政措置を適用するよう求めます。

また、地方公営企業負担分には地方公営企業災害復旧事業債を充当することとされていますが、この元利償還金に係る一般会計からの繰出に対する特別交付税が措置されるのは、現行制度上、病院・公共下水道等・高料金上水道等に限られています。そのため、特別交付税が措置される事業の範囲を市場事業や観光事業を含め地方公営企業全体に拡大する等要件の緩和を図るとともに、措置率の拡充を求めます。

(2) 地方公営企業施設等の応急復旧・災害復旧に関連して発生するかかり増し経費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大

復旧に関連する経費の発生が多額に及んでいるものの、災害復旧事業として認められず、補助金や起債の対象外経費となり、一般会計から一般財源により繰出等を行わなければならないものと見込まれます。具体的には、施設解体に係る費用やスコープカメラ等による下水道管の調査費用等で復旧を伴わないもの、応急的対応としての汚水搬送費用や汲み取り費用・各種機器借り上げ料等、仮事務所や損壊した備品の整備費、施設修繕費等の諸経費があります。

こうした地方公営企業の負担となる応急復旧・災害復旧に関連して発生するかかり増し経費のための繰出制度の拡充と地方交付税措置の拡大を求めます。

3 災害復旧事業債（過年）に係る充当率及び地方交付税措置の拡充並びに発行期間の延長

平成23年中に災害査定を受け、平成24年度以降に実施する補助災害復旧事業については、補助災害復旧事業債（過年）の発行が認められますが、平成23年度に実施する補助災害復旧事業債（現年）より充当率が低くなっております。このたびの震災は災害の規模が極めて大きく、事業の消化能力によりやむを得ず平成24年度以降に実施する事業が相当程度見込まれることから、補助災害復旧事業に係る補助災害復旧事業債（過年）の発行につきましても補助災害復旧事業債（現年）と同様の充当率及び後年度の元利償還金に係る地方交付税措置について特別な制度の整備を求めます。

また、災害復旧事業債の発行期間についても、現状では最長3か年（現年1年・過年2年）までしか発行できなものとされていますが、災害復旧事業が3か年で完了しない恐れもあることから、発行期間の延長を求めます。

4 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等

震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等への対応として、資金手当のための公営企業債（震災減収対策企業債）の充当とその償還利子の一部について特別交付税が措置されることとされていますが、元金償還に関しては交付税措置がなされていません。施設等の被害が著しい沿岸地域の地方公営企業では、料金等の営業収益が相当期間継続して大幅に減少する一方、病院事業における医療従事者の人件費や上下水道事業及び工業用水道事業の資本費（元利償還金）等の経費は固定的に発生し続けることから、大幅な経営の悪化が見込まれています。このため、料金等収入が震災前の規模に回復するまでの一定期間、特別の繰出制度を追加的に創設し、当該繰出に対し地方交付税措置を講じる等、地方公営企業の経営回復に資する財政支援を求めます。

5 復興基金に対する財政支援措置の拡充等

各種制度を補完し被災地の実情に応じた柔軟な事業展開を行うため、本県では「東日本大震災復興基金」を設置しておりましたが、先般、国において復興基金に対する特別交付税措置が決定され、本県への交付額が660億円とされたところです。本県では、この2分の1に当たる330億円を市町村に交付する方針であり、残余は330億円となりますが、県が今年度実施する基金事業だけでも200億円以上を見込んでおり、今後10年間の必要額は1,000億円程度と想定しています。さらに、市町村が行う基金事業もニーズが非常に高いものと見込まれ、所要額はさらに膨らむ見通しです。

長期かつ安定的に復興事業を推進するためには、十分な基金財源の確保が大きな課題であることから、被災地方公共団体の基金事業の需要に応じて、随時、追加交付等の支援措置を行うよう求めます。

＜文部科学省関係＞

1 被災県に対する教職員定数の中・長期的な特例措置

(1) 公立小中学校における35人学級編制及びこれに伴う教職員定数等の中・長期的な特例措置

このたびの震災では、壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、児童生徒が自ら死の危険にさらされたほか、近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒は極めて大きな精神的苦痛を受けています。

今年度においては震災対応のために教職員の加配措置が認められ、他都道府県の教員派遣支援も受けながら、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援を行っており、今後もこの手厚い支援体制を維持することが必要であります。

また、本県の児童生徒が受けた心的被害に鑑みれば、心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから、少人数指導等の政令加配をこれまで同様に維持するとともに、東日本復興特区として小・中学校の全学年35人学級編制を実施し、これに見合う教職員の定数配分及び校舎整備等について特例措置を求めます。

なお、小・中学校の全学年35人学級編制の早期実現が困難な場合においても、教職員定数の中・長期的な加配措置は確実に実施されるよう求めます。

あわせて、厳しい財政状況にあっても、その教育環境を長期的かつ安定的に維持できるよう公立義務教育諸学校の教職員給与費の国庫負担率を少なくとも2分の1に引き上げるなどの措置を求めます。

(2) 公立高等学校・特別支援学校における教職員定数の中・長期的な加配措置

公立高等学校等においても、児童生徒一人一人に対するきめ細かな教育的支援が必要であることから、教職員定数の中・長期的な加配措置を求めます。

なお、現在加配措置がなされていない事務職員については、被災した施設設備の再建や流失した備品等の整備などの復旧復興業務が著しく増加している状況を踏まえ、早急に加配措置を求めます。

2 公立文教施設及び私立学校の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

第3次補正予算において、公立文教施設の災害復旧費に係る地方負担分について震災復興特別交付税が措置されたほか、津波により被災した公立学校の移転復旧に係る土地取得費についても措置されたところです。

現行制度上、公立学校施設の仮設寄宿舍、1校のみで使用する場合は仮体育・集会室及び津波により被災した公立社会教育施設の移転復旧に係る土地取得費については、国庫支出金交付対象外とされていますが、このたびの震災の被害の大きさに鑑み、交付対象範囲の拡大を求めます。

また、私立学校においても、現地での再建が困難で移転改築することとなる場合に土地取得費を含め補助対象とするなど、交付対象範囲の拡大と公立並の国庫支出金交付率の引き上げを求めます。

3 教員研修施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、地方公共団体が単独で整備した教育研修施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、教育研修センターのほか、沿岸部に平成24年開設を目指して平成22年に着工した教育・福祉複合施設が被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上ることから、地方公共団体が単独で整備した教育研修施設の新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 被災した児童生徒の通学支援等に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に公共交通機関も壊滅的な被害を受け、公共交通機関が長期に渡って不通になったり、学校等の被災に伴い遠距離通学等を余儀なくされています。

現行制度上、保護者負担とされていない小中学校のスクールバスの運行経費や震災に伴い増嵩する高校生の通学費に対しては、国庫補助制度がなく、被災地方公共団体や生徒の負担が大きいことから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、高等学校における仮設校舎から離れた実習施設への移動に要する経費に対しては、国庫補助制度がなく、被災地方公共団体の負担が大きいことから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

5 被災生徒に係る公立学校の入学金等の免除に対する国庫支出金交付制度の創設

震災により被害を受けた生徒の就学の機会を確保するため、公立学校においては、被災した生徒に対し入学金や入学者選抜手数料等を免除しておりますが、現行制度上、国庫補助制度がなく、地方負担が大きい状況にあることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

6 学校における防災教育体制及び学校教職員の応援体制の整備

今回の震災により多くの児童生徒の尊い命が失われたことを重く受け止めるとともに、学校教育における防災教育の位置づけを高めなければならないと考えています。

本県では、他県に先駆けてまずは全ての公立学校に防災教育担当教員を配置し、学校における防災教育体制を整備する考えであり、防災教育担当教員の制度化及びこれに伴う手当相当額の国庫補助を求めます。

あわせて、防災教育や被災した児童生徒の心のケアなどに対応する専門的な資質、能力を高めるため、中・長期的に教職員を養成する考えであり、それらに対する支援を求めます。

また、今回の震災では県内の学校に多数の教職員の追加配置が必要である一方、県内では十分な数の担い手を確保することが困難であり、他の都道府県から多くの教職員の派遣協力を受け入れざるを得ない状況でありました。

この状況は本県特有のものでなく、ほかの県でも大規模な災害時に同様の状況が起こり得るものと考えられることから、大規模な災害があった場合に備え、予め長期で応援派遣する際の統一的な経費負担等のルールづくりや被災地に応援派遣する教職員を予め登録しておく仕組みづくりについて求めます。

7 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、公立大学法人が被災者に対する授業料の減免や経済的な支援等を行った場合、法人設立者である県は公立大学法人に対して運営費交付金を追加交付する必要があります。

授業料減免に係る国立大学法人への運営費交付金の追加交付及び私立大学への助成が追加措置されている状況を踏まえ、公立大学法人に対する同等の措置として、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

8 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び各種学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び各種学校施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び各種学校施設も大きな被害を受けており、災害復旧費が多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

9 私立学校の災害復旧に際し学校設置者が融資を受ける際の無利子融資制度の創設等

現行制度上、私立学校の災害復旧に係る日本私立学校振興・共済事業団の融資制度には、無利子融資はありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に私立学校施設も甚大な被害を受けており、学校設置者の負担が極めて多額に上ることから、現在事業団の融資対象となっていない学校設置者も融資対象に加え、貸付期間の全てを無利子とする融資制度の創設を求めるとともに、より長期の償還期間や据置期間の設定を求めます。

10 宮城県原子力センターの災害復旧費に対する必要な予算の確保

このたびの震災で宮城県原子力センターは全壊しました。当センターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、災害復旧費及び復旧までの間、監視測定をするための経費については、既定の交付金の枠にとらわれず、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

11 被災地におけるクリーンエネルギー供給・活用システムの研究開発等に対する支援策の創設

被災地域での復興に当たり、今回の被災の教訓を踏まえ、東北大学をはじめとした被災地域の学術研究機関において、再生可能エネルギー及びそれを支えるシステムや技術について、被災地の自治体や他の研究機関・企業と連携した研究開発及びそのモデル実証が検討されていることから、こうした研究開発等に対する支援策の創設を求めます。

研究開発が検討されているシステムや技術としては、非常時も必要最小限の電力を安定的に供給可能な電力供給システムや再生可能エネルギーの安定的な電力供給を支える蓄電技術、地域の特性を活かした地熱やバイオマスの開発等が挙げられます。

＜厚生労働省関係＞

1 災害救助法により必要となる費用を全額国庫負担とする特別な法制度の整備

現行制度上、災害救助費に対する国庫負担率は5/10～9/10となっています。このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、災害救助費が巨額に達し、現行補助率では地方負担が過大になることから、災害救助費の全額について国庫負担とするよう求めます。

2 応急仮設住宅の維持管理等のための財政支援

応急仮設住宅の整備数が膨大となることから、その適正な維持管理及び入居環境の整備を進めるため、共同利用施設部分の修繕、光熱水費、空き住戸分に係る共有費負担金などの共有部分に係る費用、住宅修繕連絡窓口の開設、定期点検業務などの維持管理費用、入居者に係る生活物資の収納スペースの拡充及び地上波デジタル放送難視聴区域に係る受信設備の改修費用を災害救助法の対象とするよう求めます。

3 災害救助法に係る応急修理制度の拡充

このたびの震災は、規模が甚大であり、災害救助の対応が長期化することが見込まれています。その中で災害救助法に係る応急修理については、資材不足や受注業者の供給力の問題から、工事に着手できない事例が多いため、実施期間の更なる延長をするとともに、所得制限を撤廃するなどにより、利用しやすい制度となるよう求めます。

4 母子寡婦福祉資金貸付に係る国庫支出金交付率の嵩上げ(全額)、利子負担の軽減(無利子)、貸付対象(基準)の拡大、国の貸付特例の延長

現行制度上、母子寡婦福祉資金貸付の生活資金の一般貸付は、配偶者のない女子となって7年未満の者と限定されているほか、生活資金など8つの資金では、連帯保証人を付さない場合、貸付利率が1.5%となっています。また、通常为国庫負担率は2/3、激甚災害時は3/4となっています。

しかし、このたびの未曾有の震災では、復興に向けた財源負担が県予算をはるかに超える状況にあり、現行の国庫負担率では地方負担が過大になるほか、沿岸部を中心に多数の母子家庭が被災し、基準の7年を超える者も被災しており、生活再建に向けた取組が不可欠となっていることや、連帯保証人がない者の負担が過大になることな

どから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと利子の軽減（無利子）、貸付対象の拡大を求めます。

また、激甚災害に伴う国の貸付特例対象年度は、被災年度の翌年度までとされていますが、今回の震災は3月11日であり被災年度の貸し付け実績がなく、実質的に特例期間が1年度のみとなることから、この特例期間を被災年度の翌々年度までさらに1年間延長するよう求めます。

5 安心こども基金の設置期限の延長、積み増し及び事業対象範囲の拡大

現行制度上、安心こども基金の設置期限は、原則、平成23年度までとされていますが、このたびの震災では沿岸部が壊滅的な被害を受け、当初予定していた事業の実施が困難となることや、被災児童等に対する長期的・継続的な支援が必要であることから、基金の設置期限の延長及び被災に伴う保育所徴収金（保育料）減免補助などの関連事業費の確実な積み増しを求めます。

また、認可外保育施設の災害復旧に要する経費及び認可外保育施設利用者に対する保育料減免支援などについても補助対象とし、すべての子ども・保護者への支援体制を確立するよう、基金事業の対象範囲の拡大を求めます。

6 震災に伴う要保護児童の児童入所施設措置費等国庫支出金交付率の嵩上げ

このたびの震災では、保護者が死亡又は行方不明になり保護の必要な児童が多数確認されています。

こうした児童については、新たに里親への委託や児童養護施設等への入所措置を行っているところではありますが、この措置費に係る地方負担が過大となることから、国庫支出金交付率を嵩上げし、全額国庫負担とするよう求めます。

7 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に対する国庫負担率は $1/2 \sim 2/3$ となっています。このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金が巨額に達し、現行補助率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

8 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における減免措置等に対する財源措置（補てん）

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、震災による保険料（税）等の減免・減収等について次年度における遡及適用分を含めた影響分に係る補てん並びに療養給付費等負担金等の国庫負担率の引上げ等の財政支援を、東日本特別財政援助法等の適用期間終了後においても安定した国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度の事業運営が図られるよう、継続して求めます。

9 介護給付費負担金等への財政支援

このたびの甚大な災害により、被災市町村の財政基盤が大きく損なわれたことから、東日本特別財政援助法の適用期間終了後も安定した介護保険事業が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額、財政安定化基金の交付要件の緩和など、国による十分な財政支援措置を求めます。

10 被災新規学卒者就職活動支援金及び被災新規高卒者就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に事業所が壊滅的な被害を受けたため、被災により就職活動が困難になる新規学卒者及び就職が決まらずに卒業する新規高卒者が多数に上がることが予測されます。

このため、被災した新規学卒者への就職活動支援金の支給や被災地域の新規高卒者を採用内定した事業主への奨励金の支給により、その就職を支援する必要があることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

<農林水産省関係>

1 国直轄災害復旧事業における農家負担の支払免除等

津波被害を受けた農地・農業用施設の直轄災害復旧事業については新たに土地改良法の特例が定められ、激甚災害と同程度の国庫負担率に嵩上げされました。しかし、農家負担については、対象農家が被災して死亡・行方不明者が多数いるなど、賦課金徴収が困難となっています。営農を再開するには長い期間を要するため、農家負担金の徴収は事実上不可能なことから、引き続き全額国費での事業執行を求めます。

2 被災畜産農家等への経営再建支援制度の創設

被害を受けた農畜産物については、農業共済制度により補償されることとなっていますが、廃棄した原乳等への補償はありません。また、経営再開には、繁殖素牛や乳用牛、種豚等の再導入についても多額の負担を要します。このことから、被災畜産農家等が早期に経営再建できるよう、新たな支援制度の創設を求めます。

3 土地改良区の区債償還に対する償還助成等事業の拡充

土地改良区が過去に国営土地改良事業の負担金償還のために発行した区債の償還費に対しては、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業により利息分については三年間の助成が認められました。しかし償還費の大部分である元金については依然として対策がなされておりません。

このたびの震災では土地改良区の組合員の多くが被災しており、津波被害により農用地も数年は営農が不可能な状態であり、区債償還に係る土地改良区の賦課金徴収は極めて困難となっています。区債の償還費にかかる元金分の助成につきましても、経営再建を果たす上で不可欠ですので制度の更なる拡充を求めます。

4 土地改良事業等の農家負担の免除制度の創設

現行制度上、土地改良事業に対しては農家負担が課せられていますが、このたびの震災では、沿岸部を中心に土地改良事業の施行地も壊滅的な被害を受けており、営農を再開できるまでには長い期間を要することが予想されます。

営農再開までの間、農家負担分の償還猶予が行われるとともに、利息部分については三年間の助成が認められましたが、対象農家には死亡・行方不明者のほか、収入を失い生活が困窮している者が多いことから、土地改良事業に係る農家負担金の償還のための賦課徴収が極めて困難な状況です。

よって、償還中の農家負担金の免除及び農家に新たな負担が発生しないよう被害を受けた農地・農業用施設の災害復旧事業等の農家負担金についても支払いを免除する制度の創設を求めます。

＜経済産業省関係＞

1 信用保証協会への支援

被災した中小企業者の資金調達手段を今後も確保するため「東日本大震災復興緊急保証」の実施期間の延長や、保証料率の引下げ、償還期間の延長など制度の拡充を求めます。

一方、信用補完制度の円滑な運営には、信用保証協会の経営基盤の安定が不可欠であることから、信用保証協会の損失を補償する、既存の全国信用保証協会連合会基金への造成費補助の拡充など、信用保証協会の経営基盤の安定・強化に配慮するよう求めます。

また、信用保証協会においては、代位弁済による財政負担の増加が懸念されることから、経営基盤の安定に万全を期すため、特別会計を設け、収支が赤字となった場合に取り崩すことが可能な新たな基金を信用保証協会に造成することを求めます。

2 利子・保証料補給等への支援

県を含めた各自治体では、金融機関との協調融資である制度融資に必要な原資預託や中小企業者等の負担を軽減するための利子や保証料の補給、保証料引下げに伴う信用保証協会への補助を積極的に行っておりますが、財政が厳しい状況にあることから、今回の災害に対応した新たな制度融資に伴う資金に必要な預託金のほか、利子や保証料補給等の実施に対して、財政的な支援措置を求めます。

3 地方公営企業のガス施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

中小規模のガス施設に対する災害復旧事業については、地方公営企業も対象とされていますが、規模の大きいガス事業については、対象外とされています。

このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、地方公営企業のガス事業においても主要供給地域の一部が壊滅的被害を受けており、料金収入の大幅な減少が見込まれることから、ガス事業の今日的役割と安定供給の必要性に鑑み、交付対象事業者を中小事業者に限らず、被災を受けた全てのガス事業者とするよう求めます。

4 原子力防災体制の再構築

福島第一原発における事故については、国の総力を挙げて直ちに解決を図るとともに、今後の原子力発電所に係る規制については、福島第一原発の事故に係る検証結果を踏まえ、安全審査指針の見直し等抜本的な対策を講じるよう求めます。

また、女川原子力発電所周辺地域に対する原子力防災対策については、福島第一原発の事故対応を通じた検証結果を踏まえ、関係機関が協議できる場所及び原子力防災に必要な設備や機材等を備えるなど、法律要件を満たした原子力防災対策センター（オフサイトセンター）を早期に整備し、国の責任で万全な体制を構築するよう求めます。

さらに、地方自治体が原子力防災に係る資機材を購入するための経費については全額必要な予算を確保するよう求めます。

＜国土交通省関係＞

1 公共土木施設の災害復旧費に係る地方負担の免除

現行制度上、公共土木施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により2/3の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に公共土木施設も壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になります。今回の第3次補正予算において、平成23年度の地方負担については震災復興特別交付税の対象になりましたが、平成24年度以降の災害復旧事業期間中についても継続して実施するよう求めます。

併せて、改良復旧事業等についても災害復旧事業と同等の措置を求めます。

2 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の免除

現行制度上、国土交通省が施行する国直轄災害復旧事業の国庫負担率は通常1/3～2/3であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に甚大な被害を受けており、国土交通省が施行するものと想定される国直轄災害復旧事業量からすると、現行の国庫負担率では地方負担が極めて過大になります。今回の第3次補正予算において、平成23年度の負担金については震災復興特別交付税の対象になりましたが、平成24年度以降についても継続又は免除するよう求めます。

3 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、都市公園の植栽等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に都市公園の植栽等も甚大な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

4 地震に伴う地盤沈下に対する対策

本県沿岸域の低平地は、人口・資産の集積地であり、石巻をはじめ各市町の市街地や仙台空港、下水道の浄化センター等の重要な公共施設や工場などの民間産業施設が位置しております。これらの地域は今回の地震に伴う大幅な地盤沈下や排水機場の損傷により、海や河川などからの流入や内水被害のリスクが著しく高まっていることから、恒久的な排水対策、総合治水、地盤の嵩上げなどについて引き続き支援を求めます。

また、洪水被害のリスクが高まった低平地において、総合的な洪水防御対策を早急に促進させるため、河川改修及び河川総合開発事業における現行国庫支出金交付率の大幅な嵩上げとともに、総合的な洪水防御対策に係る国直轄事業における負担金の免除を求めます。

5 復興に向けた港湾施設の整備促進

このたびの震災からの復興には、従来の災害復旧のような、「施設の原型復旧」、「従前と同じ利用再開」といった復興ではなく、3港の統合一体化を図り、既存ストックの有効利用、機能分担、施設の集約化等効率的な復旧・復興を進めて東北の産業競争力を確保し、東北経済の復興・発展を確実なものにすることが必要です。

そのためにも震災復興計画策定のスケジュールと合わせ、3港の統合一体化を当初予定どおり平成24年度までに進めるよう求めます。

また、引き続き自動車産業をはじめとする東北地方の産業集積を支援する国際拠点港湾仙台塩釜港の雷神埠頭(水深9m)(平成24年度完成)及び高松埠頭(水深14m)整備、地域の産業基盤である重要港湾石巻港の雲雀野地区の南防波堤・西防波堤整備の促進、また、整備促進に伴い県の財政負担が大幅に増加することから、直轄負担金や補助事業について、平成24年度以降においても、第3次補正予算と同様な十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

6 多重防御施設などの整備に係る支援

東日本大震災の大津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の安全・安心を確保するため、今回の津波のような堤防高を超える「最大クラスの津波」に対しても粘り強さを発揮する海岸保全施設として堤防等を整備する場合、災害復旧事業の負担法による採択、交付金などによる財政支援を求めます。

また、「最大クラスの津波」が来襲した場合にも、再び尊い人命が失われることがないように、津波の破壊力を減衰するための多重防御や避難路の整備等が必須となっております。

このため、背後地への津波浸水の拡大を防止するための道路盛土による減災施設の整備や避難路、避難場所の整備、避難システムの整備等、ハード・ソフトの津波防災・減災対策に多額の費用を要することから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

7 被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と交付対象範囲の拡大及び震災後の実態を考慮した国庫補助支出金の増額

国庫補助の対象となる離島航路事業者やバス事業者の車両に対する災害復旧費については、現行制度の運用や拡充により対応されておりますが、このたびの震災では、沿岸部を中心に公共交通事業者も壊滅的な被害を受け災害復旧費が多額に上ることから、国庫補助航路の対象とはならない離島航路事業者やバス事業者の営業所等施設の復旧費について、必要な予算の拡充と新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、各離島航路事業者においては、島民人口の流出や観光客の減少により欠損額の増大が見込まれることから、地域公共交通維持改善事業費補助金交付要綱第31条ただし書きによる予算の拡充と補助金の増額を求めます。さらに、バス運行費の補助金については、補助要件の緩和措置が図られておりますが、現行補助率では地方公共団体の負担が過大となるため、必要な予算の拡充と現行国庫補助率の嵩上げを求めます。

8 被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線、大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。鉄道路線のルート変更や高盛土工法などが必要な場合には、現状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

9 仙台空港を核とした地域の活性化に向けた検討

震災により被害を受けた仙台空港、仙台空港ビル及び仙台空港アクセス鉄道の災害復旧については、関係機関のご尽力により早期に復旧されましたが、震災前と比べて、国際定期便が就航していない路線があるほか、就航した路線においても減便や機材が小型化されるなど、利用客が震災前までのレベルまで回復していないことから、今後の本格的な復興に向けて、その利用増に向けた取組が喫緊の課題となっております。

国においては、平成23年7月に「空港運営のあり方に関する検討会報告書」がまとめられ、空港の特性を活かした戦略的な空港経営により、インバウンド客の増大、地域経済の活性化や雇用の創出等につなげていくことができる旨の報告がなされていますが、仙台空港においても、単なる復旧から本格的な復興を果たし、さらに発展していくために、仙台空港ビル株式会社、仙台エアカーゴターミナル株式会社及び仙台空港鉄道株式会社などの関係企業や空港周辺地域の開発及び振興策を含んだ仙台空港全体の活性化について、民間資金・知見の取り込みという観点も含めて検討することが課題となっております。

国において空港経営改革を進めるに当たっては、地域の意見を十分に聴取した上で検討されるとともに、仙台空港を核とした地域の活性化について、国の積極的な協力を求めます。

<環境省関係>

1 自然公園内の県，市町村施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大，新たな国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，自然公園内の災害廃棄物の撤去や県施設の災害復旧費は補助対象外とされており，また，市町村施設についても国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に自然公園内の施設が大きな被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，現行国庫支出金交付対象範囲の拡大，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

2 廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ

現行制度上，市町村の廃棄物処理施設の災害復旧費に対する国庫補助率は最大でも9／10となっています。このたびの震災では，沿岸部を中心に廃棄物処理施設が壊滅的な被害を受けており，現行補助率では地方負担が過大になるため，全額国庫補助とするよう求めます。

3 試験研究機関（宮城県保健環境センター）の庁舎及び機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，公設試験研究機関の庁舎及び検査用機器の災害復旧費については，国庫補助制度がありません。

このたびの震災で，宮城県保健環境センターは建物や検査機器に甚大な被害を受けたことから，既存の被災建築物解体撤去経費を含めた災害復旧費に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

参 考 資 料

お 問 い 合 わ せ 先 一 覧

要望項目に係るお問い合わせ先一覧

要望先省庁	要望番号	要望項目	担当部課	担当者	電話番号	メールアドレス		
各府省共通	1	平成24年度以降における財政支援の継続等	環境生活部 震災廃棄物対策課	渡邊 泰至	022-211-2657	watanabe-va361@pref.miyagi.jp		
			保健福祉部 障害福祉課	佐久間 正則	022-211-2518	sakuma-ma616@pref.miyagi.jp		
			総務部消防課	伊藤 正志	022-211-2373	svobous@pref.miyagi.jp		
			農林水産部 農産園芸環境課	齋藤 牧人	022-211-2844	saito-ma520@pref.miyagi.jp		
			農林水産部 畜産課	目黒 忍	022-211-2851	meguro-sh663@pref.miyagi.jp		
			経済商工観光部 新産業振興課	丹野 英司	022-211-2765	tanno-ei775@pref.miyagi.jp		
			経済商工観光部 商工経営支援課	伊東 伸一郎	022-211-2743	svokeisids@pref.miyagi.jp		
			土木部 復興まちづくり推進室	小出 昇	022-211-3207	koide-no860@pref.miyagi.jp		
			2	福島第一原発事故に伴う被害への対応等	環境生活部 原子力安全対策課	伊藤 健治	022-211-2341	gentai@pref.miyagi.jp
					高橋 和人	022-211-2340	gentaij@pref.miyagi.jp	
	環境生活部 食と暮らしの安全推進課	大槻 良子			022-211-2644	otsuki-ry883@pref.miyagi.jp		
	小野寺 瑞穂	022-211-2645			onodera-mi883@pref.miyagi.jp			
	環境生活部 廃棄物対策課	熊谷 仁			022-211-2648	haitaid@pref.miyagi.jp		
	渡邊 泰至	022-211-2657			watanabe-va361@pref.miyagi.jp			
	保健福祉部 保健福祉総務課	乗田 知男			022-211-2511	hohukug@pref.miyagi.jp		
	保健福祉部 子育て支援課	鈴木 清英			022-211-2633	suzuki-ki860@pref.miyagi.jp		
	農林水産部 食産業振興課	相澤 一行			022-211-2814	saizawa-ka849@pref.miyagi.jp		
	農林水産部 農産園芸環境課	高橋 忠信			022-211-2841	takahashi-ta742@pref.miyagi.jp		
	農林水産部 林業振興課	三浦 孝則	022-211-2914	rinsint@pref.miyagi.jp				
	農林水産部 畜産課	及川 克徳	022-211-2852	oikawa-ka917@pref.miyagi.jp				
	農林水産部 畜産課	曾根 文浩	022-211-2851	stone-fu954@pref.miyagi.jp				
	農林水産部 水産業振興課	千葉 英樹	022-211-2931	suishinr@pref.miyagi.jp				
	経済商工観光部 観光課	乗田 晶子	022-211-2823	kankou@pref.miyagi.jp				
	土木部下水道課	三宅 淳	022-211-3142	miyake-at346@pref.miyagi.jp				
	企業局 水道経営管理室	浅野 政信	022-211-3417	suikanw@pref.miyagi.jp				
	教育庁 スポーツ健康課	鈴木 文也	022-211-3667	supokenga@pref.miyagi.jp				
	3	災害査定手続きの簡素化等	総務部財政課	小野寺 邦貢	022-211-2314	onodera-ku849@pref.miyagi.jp		
			総務部私学文書課	日下 開	022-211-2268	sibunsa@pref.miyagi.jp		
			教育庁施設整備課	高橋 美恵	022-211-3352	takahashi-mi332@pref.miyagi.jp		
			土木部防災砂防課	志田 正実	022-211-3175	bousa-ki@pref.miyagi.jp		
4	総合的な防災力の再構築に向けた支援	総務部危機対策課	菅原 慶典	022-211-2375	kikib@pref.miyagi.jp			
		伊深 俊克	022-211-2375	kikib@pref.miyagi.jp				
		加藤 幸弘	022-211-2376	kikis@pref.miyagi.jp				
		震災復興・企画部 情報政策課	古川 浩智	022-211-2471	ijoho@pref.miyagi.jp			
		土木部防災砂防課	志田 正実	022-211-3175	bousa-ki@pref.miyagi.jp			
		5	大規模災害に強い物流システムの構築	経済商工観光部 商工経営支援課	齋藤 治	022-211-2746	svokeisids@pref.miyagi.jp	
		6	仙台空港アクセス鉄道の安定的な運営への支援	土木部 空港臨空地域課	佐々木 啓樹	022-211-3293	sasaki-hi616@pref.miyagi.jp	
		7	震災復興に資する産学共同研究への支援の拡充	経済商工観光部 新産業振興課	佐々木 真	022-211-2721	shinsanr@pref.miyagi.jp	
8	復旧・復興に要する人的支援の拡大	総務部人事課	安住 浩志	022-211-2226	azumi-hi678@pref.miyagi.jp			
		総務部市町村課	佐藤 孝夫	022-211-2334	sato-ta742@pref.miyagi.jp			
内閣府	1	東日本特別財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体に対する激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条及び第6条の措置のみなし適用	総務部財政課	小野寺 邦貢	022-211-2314	onodera-ku849@pref.miyagi.jp		
	2	東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現	震災復興・企画部 地域復興支援課	小池 源一	022-211-2425	koike-re825@pref.miyagi.jp		
	3	(仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備	震災復興・企画部 地域復興支援課	鹿野 清香	022-211-2423	kano-ki265@pref.miyagi.jp		
総務省	1	壊滅的な被害を受けた県及び市町村の庁舎並びに主たる庁用備品・公用車の災害復旧費等に対する国庫支出金交付制度の創設	総務部市町村課	三浦 智義	022-211-2336	miura-to938@pref.miyagi.jp		
	2	地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費及び災害復旧関連のかり増し経費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大等	震災復興・企画部 情報政策課	野村 将郎	022-211-2472	ijoho@pref.miyagi.jp		
震災復興・企画部 情報システム課	大森 俊明	022-211-2475	system@pref.miyagi.jp					
総務部財政課	高橋 賢一	022-211-2022	takahashi-ke557@pref.miyagi.jp					
総務部市町村課	大森 秀和	022-211-2339	omori-hi412@pref.miyagi.jp					

要望項目に係るお問い合わせ先一覧

要望先省庁	要望番号	要望項目	担当部課	担当者	電話番号	メールアドレス
	3	災害復旧事業債(過年)に係る充当率及び地方交付税措置の拡充並びに発行期間の延長	総務部財政課	豊嶋 潤	022-211-2314	tovoshima-ju787@pref.miyagi.jp
	4	施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等	総務部市町村課	大森 秀和	022-211-2339	omori-hi412@pref.miyagi.jp
	5	復興基金に対する財政支援措置の拡充等	総務部財政課	大町 久志	022-211-2312	omachi-hi173@pref.miyagi.jp
文部科学省	1	被災県に対する教職員定数の中・長期的な特例措置	教育庁教職員課	浅野 悟	022-211-3633	asano-sa663@pref.miyagi.jp
	2	公立文教施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大	総務部私学文書課	日下 開	022-211-2268	sibunsa@pref.miyagi.jp
			教育庁施設整備課(公立学校)	高橋 美恵	022-211-3352	takahashi-mi332@pref.miyagi.jp
			教育庁生涯学習課(社会教育施設)	菅原 一矢	022-211-3653	tsugawara-ka894@pref.miyagi.jp
	3	教員研修施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設	教育庁教職員課	早坂 利昭	022-211-3631	havasaka-to949@pref.miyagi.jp
	4	被災した児童生徒の通学支援等に対する国庫支出金交付制度の創設	教育庁義務教育課(小・中学校)	岩淵 孝喜	022-211-3643	iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp
			教育庁高校教育課(高等学校)	伊藤 哲也	022-211-3623	ito-te548@pref.miyagi.jp
	5	被災生徒に係る公立学校の入学金等の免除に対する国庫支出金交付制度の創設	教育庁高校教育課	伊藤 哲也	022-211-3623	ito-te548@pref.miyagi.jp
	6	学校における防災教育体制及び学校教職員の応援体制の整備	教育庁教職員課	浅野 悟	022-211-3633	asano-sa663@pref.miyagi.jp
				早坂 利昭	022-211-3631	havasaka-to949@pref.miyagi.jp
	7	公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増徴する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設	総務部私学文書課	阿部 博敬	022-211-2295	sibunu@pref.miyagi.jp
8	学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設	総務部私学文書課	日下 開	022-211-2268	sibunsa@pref.miyagi.jp	
9	私立学校の災害復旧に際し学校設置者が融資を受ける際の無利子融資制度の創設等	総務部私学文書課	日下 開	022-211-2268	sibunsa@pref.miyagi.jp	
10	宮城県原子力センターの災害復旧費に対する必要な予算の確保	環境生活部原子力安全対策課	阿部 公二	022-211-2607	gentai@pref.miyagi.jp	
11	被災地におけるクリーンエネルギー供給・活用システムの研究開発等に対する支援策の創設	環境生活部環境政策課	関 剛史	022-211-2664	kankyo@pref.miyagi.jp	
厚生労働省	1	災害救助法により必要となる費用を全額国庫負担とする特別な法制度の整備	保健福祉部震災援護室	千葉 弘行	022-211-3433	chiba-hi922@pref.miyagi.jp
	2	応急仮設住宅の維持管理等のための財政支援	保健福祉部震災援護室	千葉 弘行	022-211-3433	chiba-hi922@pref.miyagi.jp
	3	災害救助法に係る応急修理制度の拡充	保健福祉部震災援護室	千葉 弘行	022-211-3433	chiba-hi922@pref.miyagi.jp
	4	母子寡婦福祉資金貸付に係る国庫支出金交付率の嵩上げ(全額)、利子負担の軽減(無利子)、貸付対象(基準)の拡大、国の貸付特例の延長	保健福祉部子育て支援課	和泉 均	022-211-2532	izumi-hi510@pref.miyagi.jp
	5	安心子ども基金の設置期限の延長、積み増し及び事業対象範囲の拡大	保健福祉部子育て支援課	金野 さよ子	022-211-2529	korono-sa806@pref.miyagi.jp
	6	震災に伴う要保護児童の児童入所施設措置費等国庫支出金交付率の嵩上げ	保健福祉部子育て支援課	小山 和郎	022-211-2531	oyama-ka539@pref.miyagi.jp
	7	災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等に対する国庫支出金交付率の嵩上げ	保健福祉部震災援護室	千葉 弘行	022-211-3433	chiba-hi922@pref.miyagi.jp
	8	国民健康保険及び後期高齢者医療制度における減免措置等に対する財源措置(補てん)	保健福祉部国保医療課	小野寺 哲也	022-211-2564	kokuhok@pref.miyagi.jp
	9	介護給付費負担金等への財政支援	保健福祉部長寿社会政策課	阿部 明	022-211-2554	kaigos@pref.miyagi.jp
	10	被災新規卒業者就職活動支援金及び被災新規高卒者就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設	経済商工観光部雇用対策課	及川 淳	022-211-2772	okawa-at843@pref.miyagi.jp
農林水産省	1	国直轄災害復旧事業に対する農家負担の支払免除	農林水産部農村振興課	石川 毅	022-211-2864	ishikawa-ta837@pref.miyagi.jp
	2	被災畜産農家等への経営再建支援制度の創設	農林水産部畜産課	鈴木 英作	022-211-2853	suzuki-ei469@pref.miyagi.jp
			農林水産部畜産課	曾根 文浩	022-211-2851	sonne-fu954@pref.miyagi.jp
			農林水産部農産園芸環境課	高橋 忠信	022-211-2841	takahashi-ta742@pref.miyagi.jp
3	土地改良区の区償償還に対する償還助成等事業の拡充	農林水産部農村振興課	石川 毅	022-211-2864	ishikawa-ta837@pref.miyagi.jp	
4	土地改良事業等の農家負担の免除制度の創設	農林水産部農村振興課	フナ 木幡 展章	022-211-2861	kwata-no866@pref.miyagi.jp	
経済産業省	1	信用保証協会への支援	経済商工観光部商工経営支援課	八鍬 政信	022-211-2744	svokeisikin1@pref.miyagi.jp
	2	利子・保証料補給等への支援	経済商工観光部商工経営支援課	八鍬 政信	022-211-2744	svokeisikin1@pref.miyagi.jp
	3	地方公営企業の子会社等の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大	総務部市町村課	大森 秀和	022-211-2339	omori-hi412@pref.miyagi.jp
	4	原子力防災体制の再構築	環境生活部原子力安全対策課	阿部 公二	022-211-2607	gentai@pref.miyagi.jp
国土交通省	1	公共土木施設の災害復旧費に係る地方負担の免除	土木部土木総務課	舩谷 成幸	022-211-3108	dobokgk1@pref.miyagi.jp
	2	国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の免除	土木部土木総務課	舩谷 成幸	022-211-3108	dobokgk1@pref.miyagi.jp
	3	都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設	土木部都市計画課	奥田 文昭	022-211-3138	okuda-fu933@pref.miyagi.jp
	4	地震に伴う地盤沈下に対する対策	土木部河川課	山田 智志	022-211-3173	kasen-ki@pref.miyagi.jp
	5	復興に向けた港湾設備の整備促進	土木部港湾課	狩野 淳一	022-211-3214	karino-ju686@pref.miyagi.jp
	6	多重防衛施設などの整備に係る支援	土木部土木総務課	舩谷 成幸	022-211-3108	dobokgk1@pref.miyagi.jp
	7	被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と交付対象範囲の拡大及び震災後の実態を考慮した国庫補助支出金の増額	総合交通対策課	大槻 基	022-211-2436	totu@pref.miyagi.jp
	8	被災したJR各線の早期復旧への支援	総合交通対策課	大槻 基	022-211-2436	totu@pref.miyagi.jp
	9	仙台空港を核とした地域の活性化に向けた検討	土木部空港臨空地域課	目黒 洋	022-211-3225	meguro-hi632@pref.miyagi.jp
環境省	1	自然公園内の県、市町村施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大、新たな国庫支出金交付制度の創設	経済商工観光部観光課	菅原 伸泰	022-211-2821	kankou@pref.miyagi.jp
	2	廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ	環境生活部震災廃棄物対策課	渡邊 泰至	022-211-2657	watanabe-va361@pref.miyagi.jp
	3	試験研究機関(宮城県保健環境センター)の庁舎及び機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設	環境生活部環境対策課	三浦 清記	022-211-2662	miura-se768@pref.miyagi.jp